

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 7 月21日
【会社名】	株式会社マイクロアド
【英訳名】	MicroAd, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 渡辺 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番 1 号
【電話番号】	050－1753－0440
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 コーポレート本部長 福田 裕也
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番 1 号
【電話番号】	050－1753－0440
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 コーポレート本部長 福田 裕也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 2,200,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年7月21日、株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式を取得いたしましたので、2026年7月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうちこれに関する事項を訂正し、また、添付書類として自己株券買付状況を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）
（新株予約権付社債に関する事項）

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 3 発行条件に関する事項
- 5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 参照情報

第1 参照書類

- 3 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の追加）

自己株券買付状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）】

（新株予約権付社債に関する事項）

<訂正前>

（前略）

6. 本新株予約権付社債の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

（中略）

なお、当社は本新株予約権付社債の発行に伴う潜在的な株式の希薄化、並びに将来的にストック・オプションとして発行する新株予約権の行使に際して交付する株式及び当社の役員等に対する譲渡制限付株式報酬として交付する株式への充当に伴う株式の希薄化による株主への影響の低減を図るとともに、資本効率の向上を図る目的で、2026年7月17日開催の取締役会において2026年7月21日に自己株式の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を行うことを決議いたしました。具体的には、当社は、2026年7月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値で、2026年7月21日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行う予定です。自己株式の取得に関する詳細につきましては、2026年7月17日付公表の当社プレスリリース「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け）」をご参照ください。

（後略）

<訂正後>

（前略）

6. 本新株予約権付社債の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

（中略）

なお、当社は本新株予約権付社債の発行に伴う潜在的な株式の希薄化、並びに将来的にストック・オプションとして発行する新株予約権の行使に際して交付する株式及び当社の役員等に対する譲渡制限付株式報酬として交付する株式への充当に伴う株式の希薄化による株主への影響の低減を図るとともに、資本効率の向上を図る目的で、2026年7月17日開催の取締役会において2026年7月21日に自己株式の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を行うことを決議いたしました。具体的には、当社は、2026年7月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値で、2026年7月21日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行いました。自己株式の取得に関する詳細につきましては、2026年7月17日付公表の当社プレスリリース「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け）」及び2026年7月21日付公表の当社プレスリリース「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得結果に関するお知らせ」をご参照ください。

（後略）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

<訂正前>

（前略）

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

（中略）

なお、当社は、本第三者割当による当社株式需給への短期的な影響を緩和し、既存株主への影響を軽減する観点から、2026年7月17日開催の取締役会において、取得対象株式の種類を普通株式、取得する株式の総数を1,200,000株（上限）（以下「取得上限株数」といいます。）、2026年7月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値で、2026年7月21日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得を行う旨の決議をしております。本自己株式取得が取得上限株数まで実施された場合には、当社の自己株式数は1,200,000株増加し、総議決権数は12,000個減少することになります。本自己株式取得が取得上限株数まで実施された場合には、希薄化の規模は、2026年3月31日現在の議決権数（275,254個）から本自己株式取得により減少する議決権数（12,000個）を控除した議決権数（263,254個）に対しては13.61%の割合になります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

（中略）

なお、当社は、本第三者割当による当社株式需給への短期的な影響を緩和し、既存株主への影響を軽減する観点から、2026年7月17日開催の取締役会において、取得対象株式の種類を普通株式、取得する株式の総数を1,200,000株（上限）（以下「取得上限株数」といいます。）、2026年7月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値で、2026年7月21日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得を行う旨の決議をしております。本自己株式取得が実施された結果として、当社の自己株式数は1,020,400株増加し、総議決権数は10,204個減少しました。そのため、希薄化の規模は、2026年3月31日現在の議決権数（275,254個）から本自己株式取得により減少した議決権数（10,204個）を控除した議決権数（265,050個）に対しては13.52%の割合になります。

（後略）

5【第三者割当後の大株主の状況】

<訂正前>

（前略）

- 4 上記のほか、当社所有の自己株式291,595株（2026年3月31日）があります。なお、当社は、2026年7月17日付で別途公表しております「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け）」に記載のとおり、2026年7月17日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しております。具体的には、当社は、2026年7月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値で、2026年7月21日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行う予定です。

（後略）

<訂正後>

（前略）

- 4 上記のほか、当社所有の自己株式291,595株（2026年3月31日）があります。なお、当社は、2026年7月17日付で別途公表しております「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け）」に記載のとおり、2026年7月17日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しております。具体的には、当社は、2026年7月21日に別途公表しております「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得結果に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年7月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値で、2026年7月21日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行い、取得価額の総額599,995,200円で、当社普通株式1,020,400株を取得しました。なお、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本自己株式取得による影響は加味しておりません。

（後略）

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

3【臨時報告書】

<訂正前>

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年7月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月23日に関東財務局長に提出

<訂正後>

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年7月21日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月23日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

<訂正前>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2026年7月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年7月17日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

<訂正後>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年7月21日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年7月21日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。